

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、<u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年3月12日から施行する。